

各大学・高等専門学校を設置する  
各種法人の代表者  
各大学・短期大学学長  
各高等専門学校長

殿

福岡県人づくり・県民生活部長  
(私学振興・青少年育成局政策課)

### 福岡県における緊急事態措置の延長について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

1月13日に本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言の対象区域となつてから、県民及び事業者の皆様には、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本県においては、新規陽性者数が減少する一方で、医療提供体制については依然として厳しい状況が続いていることから、国は、緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長しました。それに伴い、県民及び事業者の皆様への要請についても、別添資料のとおり期間を3月7日まで延長します。

つきましては、貴校の学生、教職員等の方々に対して、生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底）、マスク、手洗い、三密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底について、今一度、周知していただきますようお願いいたします。

なお、大学及び高等専門学校における感染対策や学生及び教職員への注意喚起等につきましては、令和3年1月29日付文部科学省高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」に基づき、徹底した対策を講じていただきますようお願いいたします。

別添資料 福岡県における緊急事態措置の延長について

担 当：福岡県人づくり・県民生活部  
私学振興・青少年育成局政策課  
副課長 國武  
T E L：092-643-3127  
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp